

I. 条約当事者となるのは EU か EU 構成国か

- EU による条約締結手続
 - 一般 [TFEU](#) 218 条
 - 通商 [TFEU](#) 207 条 3 項
 - ◇ [欧州議会、ACTA の批准を否決](#)（2012 年 7 月 5 日）
 - ◇ [EU・中国の投資協定、欧州議会が批准凍結 制裁解除を要求](#)（2021 年 5 月 21 日）
 - 通貨 [TFEU](#) 219 条
- [大西洋まぐろ保存国際委員会](#)（[大西洋まぐろ保存条約](#) 3 条）を例に
 - 1966 年 最終議定書署名国リスト（[PDF](#) 4 頁（8 枚目））に載っているのは？
 - 1997 年 [委員会報告書](#) 2 枚目 イギリスとフランスにアステリスクが付いているのはなぜ？
 - ◇ [TFEU](#) 198 条 1 段、Annex II（[TFEU PDF](#) の 301 枚目（334 頁））
 - [現在](#) イギリスが（また）当事国になっているのは？
- 自由貿易協定 EU 側の署名者が異なる理由は？
 - [EU EPA](#) PDF 最終頁
 - ◇ [Donald Tusk](#)
 - ◇ [Juncker](#)
 - [CETA](#)（EU・カナダ FTA）PDF 174 枚目から

II. 紛争の当事者となるのは EU か EU 構成国か

- WTO
 - [Disputes by member](#)
EU が当事者になっている紛争の数と France, Germany が当事者になっている紛争の数とを比較
 - ドイツが respondent になっている紛争 2 件では、いずれにおいても EU も紛争当事者になっていることがわかる。他方、フランスが respondent になっている紛争 5 件のうち、DS131 と DS173 とでは EU は当事者になっていない。なぜだろうか。
- ITLOS
 - [EU は国連海洋法条約の当事者](#)
 - [ITLOS 事件一覧](#)

- [Norstar 号事件](#)¹ではイタリアが被告になり、[カジキ事件](#)²では EU（当時は EC）が当事者（合意による申立て）になったのはなぜか

III. 国際関係において EU を代表するのは誰か

- [ヨーロッパ理事会常任議長](#) [TEU](#) 15 条 6 項
- [外交安全保障上級代表](#)（[委員会副委員長](#)） [TEU](#) 27 条 2 項
- [委員長](#) [TEU](#) 17 条 1 項

- [日 EU 共同記者会見](#) 2023 年 7 月 13 日
- [岸田総理大臣とミシェル欧州理事会議長との会談](#) 2024 年 9 月 22 日
- [岸田総理大臣とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との ワーキング・ランチ](#) 2024 年 9 月 23 日
- [日 EU 外相会談](#) 2024 年 12 月 3 日
- 2023 年 10 月のハマスによるイスラエル攻撃およびその後のイスラエルの反撃
 - 10 月 7 日 ハマス、ガザからイスラエルを攻撃
 - 10 月 10 日 外交安全保障上級代表、外務理事会非公式会合を招集
 - ☆ [非公式会合後記者会見](#) ハマスを非難し、イスラエルの自衛権を認めつつ、イスラエルの自衛権行使は国際人道法に従ってなされるべき。イスラエルの決定には国際法に反するものがある。
 - 10 月 13 日 [委員長と議会議長、イスラエルを訪問](#)
 - ☆ [委員長声明](#) ハマスによる「戦争行為」批判、イスラエルに自衛権
 - 10 月 14 日 [委員会声明](#)
 - ☆ イスラエル自衛権行使は国際法に従う必要
 - 10 月 14 日 [ヨーロッパ理事会常任議長臨時会合招集](#)
 - ☆ ヨーロッパ理事会で「共通の立場」を決めるべき
 - 10 月 15 日 [外交安全保障上級代表記者会見](#)
 - ☆ “the common foreign policy of the European Union is an intergovernmental policy, it’s not a community policy”
 - 10 月 15 日 [ヨーロッパ理事会構成員声明](#)
 - ☆ イスラエル自衛権行使は国際法に従う必要。2 か国方式堅持。

¹ 日本語での解説として、薬師寺公夫「公海航行の自由原則と船舶に対する旗国以外の国の刑事裁判権——ノースター号事件 ITLOS 判決を契機として」『[国際関係と法の支配](#)』小和田恒国際司法裁判所裁判官退任記念（信山社、2021 年）513 頁、吉田靖之「[国際判例事例紹介：国際海洋法裁判所 M/V Norstar 事件](#)」高岡法学 39 号（2020 年）97 頁。

² 事案へのごく簡単な言及が、水上千之「[公海漁業における沿岸国の権利・利益の問題（2・完）](#)」広島法学 27 巻 2 号（2007 年）193 頁、212 頁にある。